

## 船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）に基づき同項の規定に準じた被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者（以下これらを「被保護者等」という。）のうち、被保護児童生徒の保護者に対し、被保護児童生徒が修学旅行に参加するための参加準備費用として、修学旅行支度金を支給することにより、被保護児童生徒の処遇充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部をいう。
- (2) 中学校 学校教育法に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。
- (3) 被保護児童生徒 被保護者等のうち、18歳未満の者で、小学校又は中学校に在学しているものをいう。
- (4) 保護者 被保護児童生徒と現に同居し、かつ、監護している者で、被保護児童生徒と生活保護法、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法による同一世帯として認定されている被保護者等をいう。

### (支度金の額)

第3条 支度金の額は、被保護児童生徒1人につき、修学旅行（泊つき）を実施する小学校に在学している場合にあつては3,000円、修学旅行（泊

つき) を実施する中学校に在学している場合にあつては5, 000円とする。

(支給の申請等)

第4条 支度金の支給を受けようとする保護者は、船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金支給申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(支給可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金支給可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(支給決定の取消し等)

第6条 偽りその他不正の手段により支度金を支給する旨の決定を受け、又は支度金の支給を受けた者があるときは、市長は、支度金を支給する旨の決定を取り消し、又は既に支給した額の全部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金支給申請書

年 月 日

船橋市長あて

申請者	住所					電話番号				
	氏名(自署)	Ⓜ								
<p>私は下記対象被保護児童生徒について船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金を申請します。          なお、船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金については、下記口座を振込先に指定します。</p>										
振込先指定口座	金融機関名	(いずれかに○)	金融機関コード				支店名		店番号	
		銀行・信用金庫 信用組合・農協								
	預金種目	口座番号				口座名義人(カタカナで記入)				
	普通・当座									
支給の対象となる被保護児童生徒										
在学する小学校又は中学校名		氏名				申請者との続柄		生年月日		

〒  
船橋市

様

船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金支給可否決定通知書

第 号  
年 月 日

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

被保護児童生徒の氏名	
------------	--

1 支給する。

支給決定額 円

2 支給しない。

理由